

●手数料に関する事項

- ・求人者から徴収する手数料については下記手数料表(消費税を除く)のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	かかりません
求人受理後、求人者に求職者を詳細するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金の30%(手数料負担者は求職者としてします) 雇用期間が1年未満の場合は雇用期間中に支払われる賃金の30%(手数料負担者は求人者としてします)
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金の30%(手数料負担者は求職者としてします) 雇用期間が1年未満の場合は雇用期間中に支払われる賃金の30%(手数料負担者は求人者としてします)

※求職者からは手数料を徴収致しません。

※賃金は内定書や労働条件通知書等に記載されている額。

●返戻金制度に関する事項

- ・当事業所は返戻金制度(紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度)を設けています。詳細は下記のとおりです。

1ヶ月以内…70% 2ヶ月以内…50% 2ヶ月以上…返戻なし

※職業安定法第32条の13、同法施行規則第24条の5取扱職種の種類等の明示です。

●手数料に関する事項

- ・求人者から徴収する手数料については下記手数料表(消費税を除く)のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	かかりません
求人受理後、求人者に求職者を詳細するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金の30%(手数料負担者は求職者としてします) 雇用期間が1年未満の場合は雇用期間中に支払われる賃金の30%(手数料負担者は求人者としてします)
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金の30%(手数料負担者は求職者としてします) 雇用期間が1年未満の場合は雇用期間中に支払われる賃金の30%(手数料負担者は求人者としてします)

※求職者からは手数料を徴収致しません。

※賃金は内定書や労働条件通知書等に記載されている額。

●返戻金制度に関する事項

- ・当事業所は返戻金制度(紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度)を設けています。詳細は下記のとおりです。

1ヶ月以内…70% 2ヶ月以内…50% 2ヶ月以上…返戻なし

※職業安定法第32条の13、同法施行規則第24条の5取扱職種の種類等の明示です。